

令和３年度 社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 令和３年 12 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～3 時 15 分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階 P 1 共通会議室

3 出席委員 26 名

（来庁）青堅委員、石川委員、岡田委員、川井委員、北委員、草島委員、櫛田委員、
倉光委員、小山委員、高橋委員、丹野委員、手嶋委員、中尾委員、永岡委員、
早瀬委員、藤井委員、前田委員、森脇委員、山本委員、吉川委員
（Web）石田委員、木戸委員、小池委員、佐田委員、白澤委員、三田委員

出海福祉局長あいさつ

皆様、大変お世話になっております。福祉局長の出海でございます。

本日は、年末の何かとお忙しい中、ウェブでたくさんご参加いただいている皆さんも含めまして、当審議会の出席賜りまして、本当にありがとうございます。

それと皆様方には、平素から福祉行政はもとより、市政の各般にわたりまして、大変なご理解、ご尽力いただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。とりわけ、この新型コロナウイルスの影響がほぼ 2 年近く及ぶ中、皆様方ご自身の取り組みはもとより、本当にそれぞれの分野、立場から様々なご支援を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

この大阪市社会福祉審議会は、本市の社会福祉に関する様々な事案につきまして、調査審議をいただくという審議会といたしまして、昭和 42 年に設立をさせていただいております。以来、福祉分野を始め、各分野での専門の研究活動をいただいている有識者の皆様方、あるいは各種団体での実践的な活動をいただいている皆様方、さらには、審議会の代表の先生方など、本当に幅広い分野の方々から委員としてご参画いただき、貴重なご提言、ご意見を賜って参ったところでございます。

この審議会の委員の任期は 3 年となっております。任期の満了に伴いまして、去る 12 月 1 日に一斉改選を行わせていただいたところでございますが、新たにご就任いただいた委員

の皆様方、あるいは引き続きご就任いただいた皆様方におかれましては、引き続き本市福祉行政、福祉施策の推進にご尽力賜りますよう、改めてお願い申し上げる次第でございます。

本日は改選後初めての審議会ということでございますので、この後、委員長の選出、それと、各委員の皆様方のご所属いただく専門分科会についてのご審議をいただきまして、その後、障がい、高齢、地域福祉という、いわゆる私ども大阪市の3福祉計画、この概要についてご説明させていただきたいと思っております。

それと、せっかくの機会でございますので、今私どもが力を入れて取り組んでいる取り組みの1つといたしまして、総合的な相談支援体制の充実事業というものがございまして、これらの取り組み状況についてもご説明させていただいて、皆様方のご意見頂戴いただければと思っております。

何分限られた時間でございますけれども、ぜひ皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、冒頭にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

（運営方法）

本日の審議会の運営について、説明させていただきます。本審議会は、ウェブ環境を併用し、開催します。また、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、本審議会は公開対象となっております。後日、議事要旨とともに議事録を作成し、ホームページにて公開する予定でございます。

なお、個人または法人に関する情報などを審議する場合には、委員長におはかりし、非公開とする場合もございます。また、本審議会の記録を作成及び公開する必要上、事務局にて録音及びTeams画面の録画、および会場の様子の撮影をさせていただきます。

（出席委員の紹介）

委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。委員の皆様方には、令和3年12月1日より、新たな任期でご就任いただいたところでございます。最初の総会でございますので、本日も出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。まず、会場にお越しの皆様を、お席の順にご紹介します。（会場の委員の紹介）

続きまして、ウェブでご参加の皆様をご紹介いたします。同時に、ご本人確認と、映像及び音声に問題がないかの確認もさせていただきます。委員の皆様のお名前をお呼びしますの

で、マイクをオンにしてお返事いただければと思います。

(ウェブ出席の委員の紹介) ※音声、映像で本人確認

本日、ウェブでご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いします。発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただき、こちらからのご指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちください。発言される際は、マイクのミュートを解除していただき、ご発言をお願いいたします。

(欠席委員の報告)

(定数確認)

本日は、委員総数29名の過半数を超える26名の皆様にご出席をいただいております、大阪市社会福祉審議会条例第5条第3項により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

(出席職員の紹介)

本日出席しております本市の関係職員につきましては、配布資料の名簿、参考資料1をご覧ください。

(配付資料の確認)

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様のお手元に配付しております資料につきまして、ご確認をお願いします。

<議 事>

事 務 局 (小谷福祉局総務部経理・企画課長)

福祉局経理・企画課長の小谷でございます。

それでは審議事項の(1)委員長を選出並びに委員長代理の指名についてでございますけれども、本日は、委員の皆様の新しい任期が始まりまして、最初で開催される総会でございます。

社会福祉法第10条の規定により、委員長は、委員の互選で選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか。

誠に恐縮でございますが、事務局といたしましては、これまで委員長をお引き受けいただいております白澤委員に引き続きお願いするということで、皆様いかがでしょうか。

ウェブで参加の皆様、よろしければ挙手または手のひらマークを押していただけますでしょうか。

(「異議なし」)

事務局（小谷福祉局総務部経理・企画課長）

それでは、白澤委員にお願いしたいと思います。

それでは白澤委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

白澤委員長

ただいま委員長にご推挙いただきました、白澤でございます。しっかりと頑張っていきたいと思いますので、ぜひご指導、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

事務局（小谷福祉局総務部経理・企画課長）

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、白澤委員長にお願いしたいと存じます。白澤委員長よろしくをお願いいたします。

白澤委員長

それでは、早速でございますが、委員長代理の指名についてでございます。

委員長代理は、大阪市の社会福祉審議会条例第4条によりまして、委員長が指名することになっております。それで、私の方から委員長代理を指名させていただくことといたします。委員長代理には、岡田委員にお願いしたいのですが、ご承諾いただけますでしょうか。

(「異議なし」)

白澤委員長

どうもありがとうございます。

それでは、岡田委員長代理から一言ご挨拶をお願いいたします。

岡田委員長代理

ただいま白澤委員長よりご指名をいただきました岡田でございます。代理を適切に遂行したいと思いますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございます

が、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、審議事項（２）、委員の皆さんにお願いいたします、専門分科会の所属についてでございます。

社会福祉審議会では、専門分科会及び部会を設けており、この総会以外に、専門分科会及び部会へ所属していただく方もいらっしゃいます。事務局からそれぞれの会の位置づけについて説明の上、委員の委嘱についてご提案をお願いいたします。

事務局（小谷福祉局総務部経理・企画課長）

経理・企画課長 小谷でございます。

それでは、専門分科会及び部会の位置づけにつきまして、ご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料１の１ページをご覧ください。社会福祉審議会におきましては、社会福祉法等の規定に基づき５つの専門分科会及び１４の部会を設けております。

まず、民生委員審査専門分科会ですが、民生委員の推薦に係る適否の調査審議を行うため設置しております。民生委員の改選は３年ごととなっております、次の改選は来年１２月でございます。そのため、来年９月下旬に開催を予定しております。

次に、身体障害者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項の調査審議を行うために設置しており、そのもとに身体障がい者の障がい程度について、個々の案件の審査を行う１０の審査部会を設けております。それぞれの医療分野を専門とされる医師を委嘱し、審査を行っておるところでございます。

次に、高齢者福祉専門分科会は、高齢者の福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しており、保健福祉部会、介護保険部会、認知症施策部会を設置いたしております。

次の地域福祉専門分科会ですが、地域福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しており、そのもとに地域福祉基本計画策定・推進部会を設置しております。

最後に、社会福祉施設・法人選考専門分科会ですが、社会福祉施設の整備や社会福祉法人の設立等に関する事項の調査審議を行うために設置しております。

なお、ここには入っておりませんが、障がい者施策に関する事項の調査審議につきまして

は、別途、障害者基本法に基づき、「大阪市障がい者施策推進協議会」を設置しており、当審議会と連携する形で進めておるところでございます。

続きまして、資料１の２ページをご覧ください。裏面になります。委員の皆様をお願いいたします専門分科会等の所属について、事務局としての案を作らせていただいております。

また、その次の３ページからは、分科会・部会別の名簿もございます。こちらには、専門分野ごとに委嘱をしております臨時委員の方々も含めまして、全体の委員構成がわかるよう掲載しております。私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明を踏まえまして、委員の皆さん方の所属につきましては、この案でお願いしたいと考えておりますが、ご出席いただいている委員の皆さん方、ウェブで参加いただいている皆さん方、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」）

白澤委員長

どうもありがとうございます。皆さん方、異議なしというようなことでございますので、この形の委員という形でよろしくお願いいたしますと思います。

それでは続きまして、今日の本来の内容であります。報告事項の（１）各専門分科会、部会の開催状況等、計画の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（小谷福祉局総務部経理・企画課長）

経理・企画課長の小谷でございます。それでは、各分科会、部会の今年度の開催状況と、あわせまして、各施策分野の柱となっております計画の概要について、各担当よりご報告いたします。

資料２の１ページをご覧ください。各専門分科会、部会の開催状況等についてでございます。こちらの資料に記載はございませんが、民生委員審査専門分科会につきましては、民生委員の改選が来年１２月のため、今年度は開催実績がございません。私からは以上になります。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは「身体障害者福祉専門分科会 審査部会」について、松岡課長お願いいたします。

事務局（松岡福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長）

福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長の松岡でございます。

私の方からは資料 2 の 1 ページ目でございます、身体障害者福祉専門分科会の第 1 から第 10 審査部会につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、審査部会の概要でございますが、障がい者手帳の交付を希望する障がい者の方から、身体障害者福祉法に規定されております、指定医が作成された診断書・意見書を添付いたしまして、身体障がい者手帳の申請があった場合は、基本的には各区の保健福祉センターにおいて、国が示しております認定基準等に基づき障がい認定を行い、身体障がい者手帳を交付しているところでございます。しかし、障がい認定を行う際に、基準に該当しない場合とか、認定において疑義がある案件につきましては、各障がいに応じまして、身体障害者福祉専門分科会の第 1 から第 10 の各審査部会に諮問いたしまして、その審査会の答申を踏まえまして、各区保健福祉センターが等級等を決定いたしまして、身体障がい者手帳の交付を行っているところでございます。

その他、各審査部会におきましては、身体障がい者手帳の交付の際に、障がい程度の審査判定や、障がい等級等を判定するための診断書・意見書を作成する医師を指定したり、また、更生医療・育成医療を行う、指定自立支援医療機関の指定または取り消しに関する助言指導等をいただいております。

こちらの資料 2 にございます今年度、令和 3 年度の開催状況、審査件数につきましては、この表のとおりとなっております。審査件数については、今年度 11 月までを記載させていただいてますが、こちら 3,179 件となっております。昨年度の 11 月までの件数はちなみに 2,928 件でございます。特に、第 2 審査部会（視覚障がい）についてでございますが、平成 30 年 7 月に国の基準改正が行われまして、視野障がいに係る認定基準が大きく変わったところでございます。それに伴いまして、暫定的な取り扱いということで、視野障がいに係る申請は、各区の保健福祉センターでの審査ではなく、全件審査会の諮問としているところでございます。その結果、平成 30 年 8 月以降の審査件数が増加している状況でございます。また、肢体不自由に係る申請は、審査会諮問分だけで月平均 190 件強の状況となっておりますが、

令和3年11月においては、手帳判定にかかる審査だけで224件となっておりまして、今後もこのような増加傾向が続くかというふうに考えております。

さらに、昨年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、判定医師に診断書・意見書などの関係資料を郵送してご審議いただくなどにより、感染対策に対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き各審査部会の運営につきましては、適正に努めて参りたいと考えております。私からは以上です。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

審査部会からの説明は以上となります。

続きまして、「障がい者支援計画・障がい福祉計画等」について、八木課長お願いします。

事務局（八木福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課長 八木でございます。

私の方からは、資料2の別紙1、「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」概要ということで、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず「1 本計画の位置づけ」をご覧ください。本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、記載の3つの計画を一体的に策定しております。表には、左側に「3つの計画」とその「根拠となる法」を、右側には「概要」を記載しております。

1つ目の「大阪市障がい者支援計画」は、「障害者基本法」に基づいて策定する計画でございまして、「障がい者施策の基本的な方向性を示すもの」でございます。

2つ目の「大阪市障がい者福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づくものであり、「障がい者福祉サービス等について、成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの」でございます。

3つ目の「大阪市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づくものであり、「障がい児の支援について、成果目標と必要なサービス見込み量等を定めるもの」でございます。それぞれの計画の期間については、記載のとおりでございます。

次に「2 計画策定で考慮したこと」を記載しておりますが、「法改正」や「国の基本方針の見直し」、さらには、令和元年度に実施した「障がい者等基礎調査」の結果を踏まえな

がら、新型コロナウイルス感染症への対策などを盛り込み、策定いたしました。

次に、資料の右側、3番には令和元年度に実施した障がい者等基礎調査の結果から見えてきた課題として、主な5点を記載しております。「災害時に備えた体制の充実」や、「親なき後の支援の充実」など様々な課題の解決に向け、取り組む必要があります。

次に、一番下、4番、計画の「基本理念、基本方針」をご覧ください。これまでの計画と同様、「障害者基本法の基本理念」にのっとり、3つの基本方針を引き継いでいきます。障害者基本法の基本理念としては、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす」こととなっております。基本方針としましては、「（１）個人としての尊重、（２）社会参加の機会の確保、（３）地域での自立生活の推進」の3つとしております。

次のページ、紙資料では裏面でございますが、「5 障がい者支援計画」につきましては、内容が多岐にわたっておりますので、詳細の説明は省略させていただくのですが、第1章から第6章の構成としており、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らす」ことをめざして取り組む、障がい者施策全般にわたる各分野の基本的な方向性を示しております。下線の太字部分は、今回新たに追加した箇所ということになります。

次に、「6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」でございますが、この計画は、国の基本方針に基づき、成果目標とサービス見込み量を設定しております。

「（１）成果目標」でございますが、「施設入所者の地域移行」や、「福祉施設からの一般就労」など7つの項目について、目標を設定して取り組むこととしております。

「（２）福祉サービスの見込み量」でございますが、令和3年度から、今後3年間の福祉サービスの見込み量を設定しております。この資料では、大きく「訪問系」のサービス、「通所系」のサービス、「居住系」のサービスとして分類して記載しておりますが、最下段の「施設入所支援」をのぞき、すべての項目において増加の見込みをしております。

また、参考としまして、右側に「障がい者手帳所持者数の推移」を記載しております。説明は雑駁となりましたけれども、以上でございます。

事 務 局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

続きまして、「高齢者福祉専門分科会、高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、岸田課長お願いいたします。

事務局（岸田福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

福祉局高齢者施策部高齢福祉課長 岸田でございます。

私からは、高齢者福祉専門分科会の開催状況と、計画についてご説明させていただきます。
着座にて失礼いたします。

資料2の2ページをご覧ください。

今年度は、令和3年9月3日に認知症施策部会を開催いたしました。ご審議いただいた項目は、「大阪市における認知症施策の現状と課題について」と、「認知症初期集中支援推進事業について」の2項目でございます。

今後の開催予定でございますが、令和4年1月下旬となっておりますが、1月31日に、高齢者福祉専門分科会を開催する予定でございます。その後、2月から3月の間に、保健福祉部会、介護保険部会、認知症施策部会を開催し、5月頃に高齢者福祉専門分科会を開催する予定でございます。

続きまして、高齢者施策関係の計画についてご説明いたします。資料2の別紙2、A3の資料をご覧ください。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要についてでございます。

まずは左上の「1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは」でございます。
老人福祉法に規定されております「老人福祉計画」と介護保険法に規定されております「介護保険事業計画」は、それぞれの法律において一体のものとして策定するよう位置づけされており、本市では高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険事業やその他いきがづくりなどの高齢者施策を統合した一体的な計画として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を期間とし、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて「地域包括ケアシステム」や介護サービス基盤の整備を推進していくための計画としています。

次に、「2 大阪市の高齢化の現状と将来推計」でございます。上段の左側のグラフ「65歳以上の方がいる世帯の状況の推移」でございます。本市では、65歳以上の方がいる世帯のうち、ひとり暮らし高齢者の割合が高く、平成27年の国勢調査の数値で、全国平均では27.3%であるのに対し、本市では42.4%と非常に高い数値となっております。

次にその右側のグラフ「年齢階層別要介護認定率」でございますが、高齢になるほど要介護認定率が高くなる状況であり、85歳以上の平均認定率が約7割となつていところござ

います。

次に中段左側のグラフ「大阪市の認知症高齢者数の状況の推移」でございます。ここでの「認知症高齢者」とは、要介護認定におきまして、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方でございます。このグラフでは第1号被保険者数が微増であるのに対しまして、認知症高齢者数が、年々、大きく伸びていることが見て取れます。

次にその右側のグラフ「大阪市の将来推計人口」でございます。令和22年には、高齢化率が30.8%になり、85歳以上の人口が伸びていくことが推計されます。

次に下段左側のグラフ、平成27年をゼロとした各年齢階層の人口の伸びを現したものでございます。ここでも実線一番上の85歳以上の人口の増加率が高くなっていることが見て取れます。これらの将来推計から、高齢者の増加、とりわけ85歳以上の方の人口の伸びが見込まれており、本市ではひとり暮らし高齢者の割合が高いこともあり、要介護認定者や認知症高齢者の増加が予測されます。

次に右側上段の「3 高齢者に関する各種調査結果の概要」でございますが、人生の最終段階に過ごしたい場所は？として、「自宅」と回答される方が約4割となっており、介護が必要となった時に希望する暮らし方は？といったしましては、5割強の人が「現在の自宅」に住み続けたいと回答されています。調査結果のように高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、医療・介護の連携をはじめとした支援体制の構築が必要であると考えます。

次に「4 令和2年の介護保険法改正のポイント」でございます。右の図にありますように、「介護予防・地域づくりの推進と認知症施策の総合的推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」を改革の3つの柱とする介護保険法の改正が行われています。この法改正を踏まえて、国は、計画策定の基本方針の充実項目として左の7つの基本指針をあげています。

次に「5 計画の基本的な考え方」でございます。本市では、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざしています。このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進して参ります。

次に「6 第8期計画における取り組み方針」についてでございます。国の基本指針を踏まえ、本市の取り組み方針を掲げた第8期計画につきましては、第7期計画を承継しつつ、

右にあります4つの基本方針のもと、地域包括ケアシステムの推進に向けた5つの重点的な課題について取り組みを進めて参ります。

裏面をご覧ください。「重点的な課題と取り組み」でございます。

まず、1つ目の「高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実」でございますが、「在宅医療・介護連携の推進」に引き続き取り組むとともに、地域包括ケアの中核的な役割を担う地域包括支援センターの運営について充実を図ります。また、地域における「見守り施策の推進」を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、分野を超えて総合的に相談支援ができる体制づくりも進めます。

2つ目の「認知症施策の推進」でございますが、本市でも重要な課題であります認知症施策につきまして、国が定める認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人に対して初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取り組みや、認知症の人やその家族を手助けする「認知症サポーターの養成」を図るなどの取り組みを進めて参ります。

3つ目の「介護予防・健康づくりの充実・推進」でございますが、「百歳体操」などの、住民主体の通いの場の充実にに向けた支援を行うなどの取り組みを進めます。また、健康寿命の延伸を図るために、「生活習慣病の予防」に向けた取り組み等を進めて参ります。

4つ目の「地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実」でございますが、生活支援コーディネーターの活動など地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に向けて取り組みます。また、介護人材の確保や資質の向上にも取り組んで参ります。

5つ目の「高齢者の多様な住まい方の支援」でございますが、高齢者ができる限り住み慣れた地域に住み続けることができるよう、「市営住宅の高齢化対応設計」や「バリアフリー化」等を推進するとともに、自宅での生活が困難になった場合に住み替える施設として、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めて参ります。

次に「7 自立支援・重度化防止等に係る取り組みと目標」では、その取り組み内容と、8期の目標を示しています。

最後に「8 介護保険給付に係る費用等の見込み及び介護保険料」についてでございます。本市における令和3年度から令和5年度までの計画期間中の高齢者人口（第1号被保険者数）と要介護・要支援認定者数を推計したうえで、計画期間中における各種サービスの費用の見込みを推計しています。令和3年度からの介護保険料は、後期高齢者数の増加など、要介護認定者数が増えることにより介護サービスの給付費の増が見込まれ、736円の上昇となる

ところ、保険料段階の多段階化や介護給付費準備基金の取崩しにより、569円を引き下げ、第7期の7,927円から8,094円と167円の増加となっています。以上でございます。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは続きまして、「地域福祉専門分科会、地域福祉基本計画」について、伊藤課長よりしく願います。

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局生活福祉部地域福祉課長の伊藤でございます。

私の方からはまず、地域福祉基本計画の概要について説明をさせていただきます。その後、地域福祉専門分科会及び地域福祉基本計画策定・推進部会の開催状況につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それではまず、「大阪市地域福祉基本計画」の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。A3サイズの資料2（別紙3）をご覧ください。地域福祉基本計画は、すべての市民の生活に関わる計画となりますことから、その策定にあたりましては、区や関係局にもご参画いただきながら、地域福祉専門分科会及び地域福祉基本計画策定・推進部会でも複数回ご議論いただくなど、多くの関係者のご意見を反映しまして、本年3月に、令和3年度から令和5年度の「地域福祉基本計画」を策定したところでございます。

資料左上、「1 計画の概要」をご覧ください。本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みを、強力に支援するとともに、各区に共通する課題や法・制度等への対応を、市域全体で取り組んでいくために策定するものでございます。

各区の地域福祉計画等との関係について、その下表にまとめてございます。区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための各区の計画を支援する基礎的計画として、この地域福祉基本計画を位置づけております。

また、本計画は、地域という視点から、先ほどもご説明がありました、障がいや高齢の計画をはじめといたしました、保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いに関わらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものとしております。

続きまして、資料の左下「2 本市の現状・課題」をご覧ください。本計画に記載している統計データの一部として、区別高齢化率の将来推計や、高齢者の孤立死への感じ方、それに市民の地域福祉活動への参加状況について、ご紹介をしております。

資料の右側「3 法・制度の動向と本市の方針」をご覧ください。

まず、国の動向といたしまして、この間、国では、子ども、高齢者、障がい者など全ての人が地域、暮らし、いきがいを共に創り、共に高め合うことができる地域共生社会の実現をめざし、法改正等が続いてきたところでございます。

本計画は、こうした国の動向も踏まえて、策定をしてきたところでございます。

資料の裏面をご覧ください。「4 計画の基本理念と基本目標」でございます。資料の中央上に基本理念を書かせていただいております。「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」、この基本理念を実現するため、2つの基本目標を掲げてございます。

左側の「基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり」、こちらにつきましては、「住民主体の地域課題の解決力強化」、「地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」、そして「災害時等における要援護者への支援」の3つの柱だてとしております。

とくに「住民主体の地域課題の解決力強化」では、世代や属性に関わらず、住民に地域での支え合い、助け合いの意識づくりや、地域福祉活動に参加するきっかけをつくることが重要であると考えております。

右側の「基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」につきましては、「相談支援体制の充実」、「地域における見守り活動の充実」、「権利擁護支援体制の強化」の3つの柱だてとしております。

ここでは、生活課題を抱えた方に対して、福祉専門職が支援していくことができる体制づくりというのが重要であると考えておりまして、地域において、だれでも、いつでも、なんでも相談ができて、適切な支援に結びつくような体制を全市的につくり、推進していくことが大切であると考えております。

次に、資料下段、「5 各区に共通する課題等への具体的な取り組み」、こちらには、各区に共通する課題に対しまして、基礎的な部分となる仕組みや、市域全体で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取り組みに係る事業等について、記載をしております。

大きく3つの柱だてとしておりまして、左から「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」、そして、「2 福祉人材の育成・確保」、最後、「3 権利擁護の取り組みの充実」に取り組んでいくこととしております。

以上、まず「地域福祉基本計画」の概要についてご説明をさせていただきました。

続きまして、資料2に戻っていただき、3ページに基づきまして、地域福祉専門分科会及び地域福祉基本計画策定・推進部会の開催状況等につきまして説明をさせていただきます。

まず、それぞれの分科会、部会の内容でございますが、全体説明でもありましたように、地域福祉に関する事項を調査審議するため、「地域福祉専門分科会」、そして、そのもとに、先ほどご説明いたしました、「地域福祉基本計画」に関する事項を集中的にご審議いただきます「地域福祉基本計画策定・推進部会」を設置しております。

この下、開催状況につきましてでございますが、今年度はまだ開催実績がございませんので、昨年度（令和２年度）の開催状況を記載しております。令和２年度は現行の地域福祉基本計画の策定年度でございましたため、「計画策定・推進部会」、「地域福祉専門分科会」とも各２回開催させていただきまして、第１期計画の進捗状況ですとか、本市の自己評価についてご確認いただくとともに、今回策定いたしました第２期計画の素案ですとか、計画案の取りまとめにつきまして、ご議論いただいたところでございます。

資料下の方になりますが、今後の開催予定でございます。今後、令和６年度からの第３期計画に向けて、ご議論いただきたいと考えております。

令和４年の、来年、年明けの１月から２月に、「地域福祉基本計画策定・推進部会」、２月から３月の間に、「地域福祉専門分科会」をそれぞれ開催する予定と考えております。

議題として予定しておりますのが、２つございまして、１つは、「大阪市地域福祉基本計画の進捗状況」についてでございます。「大阪市地域福祉基本計画」では、計画の進捗状況を客観的に把握し、次の計画へと反映させていくこととしておりまして、そのためいくつか計画の指標を設定しております。この指標につきまして、具体的な取り組みの進捗状況の確認とあわせまして、ご意見をいただきたいと考えております。

また、もう一つの議題といたしまして、「地域福祉にかかる実態調査」について、ご意見をいただく予定でございます。

「地域福祉にかかる実態調査」につきましては、計画の評価や今後の取り組みの基礎資料とするため、調査を行ったものでありまして、令和４年度に第２回調査を実施したいと考えております。

部会や分科会におきましては、調査の設問項目や調査実施のスケジュール等についても、ご議論・ご意見をいただく予定でございます。

次期計画につきましても、専門分科会、計画策定・推進部会のご議論をいただきながら、様々な意見をちょうだいし、作業を進めて参りたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、続きまして、「社会福祉施設・法人選考専門分科会」について、高垣課長よりお願いします。

事務局（高垣福祉局総務部法人監理担当課長）

福祉局総務部法人監理担当課長 高垣です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

4 ページ（資料 2）の社会福祉施設・法人選考専門分科会ですが、その審査する事項につきましては、社会福祉法人の設立、合併、解散等に関する事項、社会福祉法人が第 1 種社会福祉事業を実施するに伴って行う施設整備に関する事項、社会福祉法人が施設経営による第 2 種社会福祉事業を実施するに伴って行う施設整備に関する事項、その他、福祉局長が必要と認めるものとなっております。

本市域内において、社会福祉法人が、特別養護老人ホーム等の第 1 種社会福祉事業や、第 2 種社会福祉事業等を実施するため、新築、建替、増改築等の施設整備を行う場合において、その整備計画・事業計画の妥当性と、法人運営の適正性について審議・審査をお願いしております。

今年度の開催状況ですが、令和 3 年 10 月 21 日に、2 議案で、開催しております。

1 つは、社会福祉法人の設立及び幼保連携型認定こども園の事業譲受。これは、既設の社会福祉法人からの幼保連携型認定こども園の事業譲受に伴う社会福祉法人の設立の審査となっております。

2 つ目は、既設法人による特別養護老人ホームの創設です。これは既設の社会福祉法人による特別養護老人ホームの創設について、以前に審議を行っているんですけども、その際の説明が不十分であったため、継続審議案件となった案件の審査を行っております。

今後の開催予定ですけども、来年 1 月に 1 回、2 月に 1 回というふうに考えており、今年度については 3 回です。ちなみに昨年度につきましては、5 回開催しております。説明は以上でございます。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

報告事項（1）につきましては、事務局からの説明は以上です。白澤委員長よりお願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ただいま、いろんな部会での、分科会での今までの活動状況についてご説明をいただきました。障がいも高齢も地域も、すでに計画ができていて、進捗管理と、そして新たな計画の準備と、こういう段階というように受けとめたわけですが、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、挙手か、手を挙げるというボタンを押していただいて対応したいと思いますがいかがでしょうか。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

小山委員が手を挙げておられます。

白澤委員長

はい、では小山委員よろしくお願いします。

小山委員

すいません、小山です。

中身全く頑張っていたきたいと思います。僕、大学の福祉学科の教授ですので、その視点から見たときに、やっぱり注目したいのは福祉人材の話なんです。それも、いわゆる市民っていうレベルでも、育ちももちろん大事なんですけども、一方、専門職人材みたいなのが必要になってくると思います。その、ここでは育成・確保っていう言葉で、使っておられるかと。確保し、定着させ、育成していくってことが大事だと思います。それぞれに、それぞれで、少しずつやっぱりそれは大事なことだと認識しておられると思うんですけど、それってバラバラにすべきことっていうよりは、トータルで、言葉が分からないんですが、全市的にというのか、どこへ進まれるかは別としての専門職人材の確保とか、定着に向けての、貫かれた方針みたいなのが必要だと思うんですけど、そこら辺についてはどんな形でいらっしゃるのかというふうなことも教えていただけたらありがたいなと思います。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

これは先ほど、地域福祉計画の中で福祉人材の確保のことをおっしゃってたと思いますので、そのあたりについて、事務局ご説明お願いできますでしょうか。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

三浦課長お願いします。

事務局（三浦福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長）

ご意見ありがとうございます。福祉局地域福祉課福祉活動支援担当課長の三浦でございます。専門職の育成・確保について、ご質問いただきました。

先ほど白澤委員長からも、補足説明いただきました福祉人材の確保・育成に関する件につきましては、高齢、障がい、複数の分野にまたがる形で、人材の育成を進めていくことが重要である、という観点に基づきまして、地域福祉基本計画に、まとめて人材育成の件については、詳細に書かせていただいております。

主には、福祉職、福祉現場での、専門職に関してのイメージアップに向けた取り組みですとか、福祉の仕事に関しての正しいイメージ、正しい知識を市民の方々に持っていただく、ということを通じまして、福祉専門職に従事していただける方を増やしていく。

また、現場で働いていらっしゃる方に、よりやりがいを持って、誇りを持って働いていただけるような育成の仕組みづくり、ということを、地域福祉基本計画に書かせていただくことを通じて、高齢施設、障がい施設、それぞれあわせて取り組みを進めていくということで、計画には高齢の計画、障がいの計画に、それぞれ分けて書かせてはいただいておりますが、トータルで、施策として進めていくということを中心に考えて、進めてきております。以上でございます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

小山委員何かございますか。

小山委員

ありがとうございます。もう、応答は求めないので、感想だけ申し上げます。

ぜひそれを進めていただきたいと思うのと、なんていうか、要は、イメージアップ、市民

の理解、全く賛成です。他にはやっぱりキャリアパスなんかを明確にしていってとか、要は、やっぱり魅力ある、イメージアップ全く同意しますけど、イメージアップ以外にもキャリアパスであったりとか、様々しなきゃいけないことはあると思います。個々の施設がなかなかできることに限界があって、やっぱり行政が後押ししていく、場合によったら、ここから先は分からない、個人的発言ですが、お金をどの程度つぎ込むのかも含めた、本格的な取り組みが必要だと思っています。多分それは社協が事務局してか、岡田先生が委員長をやったりするかと思いますが、そういう部分についての委員会みたいなのを設けられてると思うんですけども、そこら辺とぜひ連携していただいて、いわゆる、具体的な計画にはどうしても一般論になりますから、極端に言った時に、具体的にはこんなことしたんやと、極端に言えばけど、これだけお金をつぎ込んだんだ、また、こんなシステムのキャリアパスに関して具体的に、大阪市の施設に関しては見える化していつているんだ、そしてそこからはイメージアップが大事なんで、それを、市民であり、各学校、専門学校や大学にアピールしていつてるんだみたいなのを、市が直接する仕事なのか、1つしたい点ですけど、セクションがすべきことなのか分からないですけど、そんなふうなのをぜひ、見える、そんな試みをどんどんしていただいて、大学生が、専門学校生が、大阪市の施設に就職したいなと思えるような、そんな傾向をぜひ作っていただきたいと思います。

僕は同志社なんで、京都は京都で、大阪に負けないような仕組みを作るべく、国は言うつもりをしておりますので、良い意味で、どっちが魅力あるのか、それを個別の施設が争うのはもちろんなんですが、あっちの自治体の方が良いで、と言ってもらえるぐらいの心意気でしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

白澤委員長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。ご質問、ご意見。ウェブの参加の先生方も、ぜひ、ボタンを押していただいてやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

ないようであれば、次に、報告事項（２）の、「総合的な相談支援体制の充実事業」について、資料３をご覧ください。

皆さん方ご存知の通り、今日の話を聞かれましてもお分かりなように、高齢、障がい、あるいはこども、こういうふうに縦割りでいろんな相談や、サービス提供が行われている。そ

んな中で、支援が届かない人たちがいる。8050と言われている人たちや、あるいは要介護でなくて。いわゆるゴミ屋敷に住んでいる人であるとか、あるいは認知症で一人暮らしでサービスを拒否している、こういうような人たちを、何とかきちっとした相談体制に載せていこうっていうのが地域共生社会という中の包括支援体制の議論なんですけど、そのことで大阪市は総合的な相談支援体制を、市内全区で実施して、今年3年目を迎えているところであります。地域福祉専門分科会で、これまで審議を重ねてきたところですが、高齢者、障がい者、複合的なすべてに関わる課題ということで、今回新しい委員になられた方もおられるということで、PRも兼ねて事務局から紹介していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

伊藤課長よろしくお願いします。

事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

すみません、再び、福祉局生活福祉部地域福祉課長の伊藤でございます。

それでは私の方から、今、委員長からご案内いただきました、「総合的な相談支援体制の充実事業」につきまして、説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料3をご覧ください。この「総合的な相談支援体制の充実事業」につきましては、白澤委員長からのご案内ありましたけれども、複合的な課題を抱えた人や世帯を支援するため、各区の保健福祉センターが中心となりまして、相談支援機関・地域・行政が一体となった相談支援体制を充実する取組として、令和元年度より全区で実施されておりました、今3年目を迎えているところでございます。

資料3の2ページ目をご覧ください。この「総合的な相談支援体制の充実事業の実施までの背景」について、少し説明をさせていただきます。

資料の上の方に本市の状況と書いているんですけども、少子高齢化の進行ですとか、家族形態や地域社会の変化、社会的孤立など、地域における福祉課題が以前から複雑化・多様化・深刻化していたという状況の中で、平成22年度に、この大阪市社会福祉審議会におきまして、「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて」という提言をいただきました。その中では、「区保健福祉センターの総合調整機能の強化」が求められていることについて、示されておりました。

その後、平成26年度には、福祉局・区・社会福祉協議会をメンバーといたしました、「相談支援の体制のあり方検討プロジェクトチーム」を発足しまして、相談支援機関の実態把握に向けた調査や、相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討などを行って参りました。

平成29年2月には、「『総合的な相談支援体制』の充実に向けて～相談支援機関・地域・行政が一体となった施策横断的な相談支援体制の構築～」としてプロジェクトチームの報告書をまとめまして、当時、社会福祉審議会地域福祉専門分科会にもご報告をいたしました。

この報告書の中で、複合的な課題を抱えた要援護者に対し、相談支援機関等が一堂に会し、区保健福祉センターが中心となって、支援方針の共有や、役割分担を図る場を開催することが効果的であることや、その開催に当たりまして、区保健福祉センターに関係機関の選定や招集する機能が求められていることをお示しし、この場を、当時は、「総合的な見立ての場」と称しまして、今後実施に向けて取り組んでいくことの方方向性を定めさせていただきました。

一方、その当時、国におきましては「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」、また、「わが事・丸ごとの地域社会実現本部」の設置など、地域共生社会の実現に向けまして、包括的な相談支援体制の構築が示され、平成30年度の社会福祉法の改正におきましては、市町村の努力義務として、地域住民と相談支援機関等の関係機関の協働により、地域生活課題を解決する支援体制を整備することが求められてきたところでございます。

次のページをご覧ください。「総合的な相談支援体制の充実事業について」の説明でございます。

先ほどご説明した経過を経まして、複合的な課題を抱えた要援護者について、相談支援機関や地域、行政が分野を超えて連携し支援するために、この総合的な相談支援体制の充実事業を、平成29年度より2年間のモデル事業実施の後、令和元年度より全区で実施しております。

本事業の枠組みといたしまして、このページの図をご覧ください。

左に、複合的な課題を抱えた要援護者、また自ら相談できない要援護者を人型でお示ししているんですけれども、複合的な課題を抱えた要援護者について、地域包括支援センターなどの相談支援機関に相談があった際や、また下にご書いております、自ら相談できない要援護者を、見守り相談室のCSWなどが見守りによって発見したときなどに、それら相談支援機関では解決が困難な場合に、区保健福祉センターに相談が入り、区保健福祉センターの調整によって、資料の図の右側になりますけれども、関係する相談支援機関や関係者が集まり、

課題解決に向けて、「総合的な相談支援の調整の場（つながる場）」を開催いたします。

先ほどご説明いたしました「総合的な見立ての場」から、事業の全区展開にあわせて名称を変えまして、「総合的な支援調整の場」、通称は「つながる場」というふうに呼んでおります。

また、本事業におきましては、この「つながる場」の開催以外にも、日ごろからの相談支援機関等の連携促進に向けまして、共通に使用する「ツール」の開発といった取り組みや、「研修会の開催」などの取り組みも行っております。

さらに、弁護士や精神保健福祉士等のスーパーバイザーにご協力をいただきまして、スーパーバイザーを、研修やつながる場に派遣したり、また、課題整理のためのS V相談などにおいて、専門的な見地からの助言をいただいております。

最後に、次のページをご覧ください。「総合的な支援調整の場（つながる場）の開催事例」につきまして、状況をまとめたものでございます。

このつながる場につきましては、令和元年度は158件、令和2年度はコロナ感染症の影響によりまして、少し関係者が一堂に集まるということが難しくなりましたので、少し減少があったものの、118件のつながる場を開催して参りました。

ページの左側をご覧ください。相談のあった機関としては、地域包括支援センターや生活困窮の担当が多く、そのほか、子ども・子育て担当や見守り相談室、生活保護の担当など、外部・内部の様々な分野からの相談に対応しております。

また、下の表ですけれども、「つながる場」は、単独での会議開催の他、「地域ケア会議」や、生活困窮者自立支援法上の「支援会議」、「要保護児童対策協議会」などの法に定められた会議とも共催を行っておりますが、共催の場合は地域ケア会議が半数程度と多くなっております。

また、ページ真ん中、参加された機関につきましては、「地域包括支援センター」、「高齢福祉担当」が多く、「生活困窮担当」、「障がい者基幹相談支援センター」が続いております。1ケース当たりの参加機関数につきましても、やや増加傾向にございます。

また、令和2年度には41件のつながる場にスーパーバイザーを派遣しております。

最後にページ右側ですけれども、つながる場で扱っている事例の課題を表にしたものでございます。複数回答になっておりますので、これが様々1つのケースで重なってるということなのですが、「精神障がい」、「経済的困窮」、「知的障がい」の順となっております、また、1事例あたりの課題が平均して5つ程度であるなど、複雑な事例に対応しているところ

ろでございます。

以上、総合的な相談支援体制の充実事業の説明になりますが、今後とも、複合的な課題を抱える人や世帯が1人でも多く支援につながるように、地域福祉専門分科会や、地域福祉基本計画策定・推進部会でもご意見をいただきながら、引き続き取り組んで参りたいと思っております。説明については以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございました。

総合的な相談支援体制の充実事業、今年3年目ということですが、今後、来月以降に開催予定の地域福祉専門分科会等において、引き続き審議していくということで、審議はそちらでお願いをするってということなんですが、本日幅広い分野から皆さんにお越しいただいておりますので、何かご意見なりご質問があれば、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

小山委員が手を挙げておられます。

白澤委員長

はいどうぞ、小山委員よろしく。

小山委員

すいません、これも中身のコメントじゃないんですけど、こうやって、場を作っていたいてるのは、とても方向として正しいと思います。

ですから、次は、その結果を出していくみたいな段階だと思います。つまり、バラバラではいけないので総合的な仕組みを作る、総合的な仕組みでここまで定量的に、見える状態にまでしてきました、というご報告だったと思います。そうすると次は、その評価をする段階なんだろうと思います。それを、傾向、地域の係数が定量的な評価っていうのはなかなか難しいと僕は思うんですが、定性レベルで良いので評価を、だから、このご報告に加えて、結局現場が評価するしかないんだけど、この仕組みでなければできなかったことが、どんな形で実現していったのか、やっぱり今回は意味あるよねというのを、評価している。もち

ろん現場は知っておられるんだと思うんだけど、それをほんの数分の粹しかないでしょうけど、ここでも、聞かせていただいて、何件か見続けて、次は、そんな形で具体的にやっぱりこういう総合型のものがないんだなというふうに、今されてることが意味があるということをどんどん証明していただければありがたいと思いますので、そんなデータも今後出していただけたらありがたいな。評価の段階まできてるんだろう。そうすると、逆に、なおこれでは足らんというものも見えてくるでしょうから、次、改善すべきことも見えてくると思いますので、そんなのをまた今後はぜひお願いしたいと思います。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

ご意見ということにさせていただきたいと思いますが、ぜひ、大体年に1回しかこういう機会ございませんので、ぜひご意見いただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。ないですか。ないですかね。

あの1点お願いというか、やっぱりこの図を見て随分、大阪市は地域共生社会に向けて、誰にもきちっと相談できる仕組みをお考えになられてるということで、それはそれで非常に大事で、ただやはり1点、国も言ってるように、断らない相談っていう、先ほどのもう1回図を見ていただいたら、地域包括や基幹型とか、相談支援、生活困窮者、それぞれ窓口があるわけですが、そこが自分たちの問題以外のことにもきちっと関わると。そしてつないでいくと。こういうように、どこもがそういう思いを持つような、そういう価値観って言ったらいいんですか、考え方をすべての相談機関が持てるような、そういうことで、言わば横串を刺すっていうような発想をぜひ進めていただければ、本当に一体的な相談体制ができるんじゃないかと。まさにここに書いてある総合的な相談支援体制っていうのは、そういうようになるんじゃないかと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

ほかに意見、ご質問はございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、最後にその他といたしまして、本日の全体を通して、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

特にほかにないようでしたら、本日予定しておりました案件はすべて終了となります。

委員の皆さん、どうもありがとうございました。それでは、事務局に進行役をお返しいたします。

事 務 局（北本福祉局総務部経理・企画課長代理）

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご参加いただき、ありがとうございました。本日は時間に限りもございましたので、ご意見など、お気づきの点がございましたら、後日にでもメールやファックス等にてお知らせいただけましたら幸いです。

それでは、これをもちまして、本日の社会福祉審議会総会を終了させていただきます。次回の総会は、令和4年度の開催を予定しております。ウェブで参加の皆さまは、ご退出いただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。